

令和5年度高津区ソーシャルデザインセンター相談窓口機能等実施業務委託 仕様書（企画提案用）

この仕様書は、企画提案用に発注者が想定している内容を示したものです。
最終的な仕様書は受託者決定後、その企画提案内容を考慮し、川崎市が作成し
ます。

1 目 的

高津区役所は、平成31年3月に市が策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方（以下「基本的考え方」という。）」に基づき、地域で新しい活動や価値を生み出し、社会変革を促す基盤としてのソーシャルデザインセンターの創出に向けて取り組みを進めている。高津区では意欲的に活動する団体や地域貢献に積極的な事業者が多いという区の特色を踏まえ、事業者や団体などの持つ力を活かすため、事業者間パートナーシップの推進等を通じて地域のネットワーク化を促進し、地域課題の解決に結び付けていく、その機能や仕組みそのものを「高津区ソーシャルデザインセンター」として位置付けている。

現在、地域活動に関心のある区民については、「まちづくりカフェたかつ」（年2回程度のワークショップ）への参加を通じて、つながりづくりや活動への参加、まちのひろばの創出など市民創発の視点により促しているところであるが、区民からの地域活動に関する相談を随時受け付け、コーディネートできる体制とはなっていない。また、地域活動のさらなる活性化を図るため、「高津区ソーシャルデザインセンター」の位置づけや各種取り組みについて、既存の団体やまちづくりに関心の低い区民も含めた地域全体で共有化していく必要がある。

そこで、本業務では地域活動への関心がある区民や、すでに活動しているものの何かしらの課題を抱えている団体・区民等からの相談を受け付け、適切な関係者への繋ぎや支援メニュー等の紹介を行う【相談窓口・コーディネート機能】。また、「高津区ソーシャルデザインセンター」に関する各種取り組みについて情報発信を行い、広く区民に周知を行うとともに、地域活動団体の紹介や区内のまちのひろば等に関する情報を発信し、つながりづくりや地域活動への参加のきっかけづくりを行う。さらに、効果的な広報を実施するための情報収集を行うもの【広報・情報受発信機能】。

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3 業務内容

次のとおり、「高津区ソーシャルデザインセンター」の相談窓口の開設及び運営、相談に関するコーディネート、広報（高津区ソーシャルデザインセンターに関する各種取り組みの情報発信や区内地域活動に関する情報提供）、広報のための情報収集などを行う。

(1)「高津区ソーシャルデザインセンター」の相談窓口の開設及び運営

①相談窓口の開設

場 所：高津区内に位置し、広く区民が利用できる立地であること。

施 設：屋内であり、相談窓口としての清潔さや快適さが保たれ、感染症対策が取られていること。

対応環境：対面での相談については必要に応じて相談者のプライバシーの配慮をするなど、相談に適した環境を整えること。ただし、個室である必要はなく、相談対応に支障がない範囲で他の事業と兼用することを可とする。

相談対象：区民（区内在住・在勤・在学及び区内での活動を実施または考えている人）

②相談窓口の開所日

開所日：令和5年4月15日～令和6年3月31日（12月29日～1月3日を除く）の期間中、週あたり2日間。なお、2日間のうちいずれかは土曜または日曜とする。

開所時間：原則として11時から18時。

③相談対応

対応手法：対面、電話、メール、SNSによる区民からの相談について受け付けを行う。相談内容により、必要に応じて区と調整しながら適切な関係者の紹介や支援メニューに関する情報提供等のコーディネートを行う。

人員配置：相談窓口の開所日において、窓口対応にかかる人員を1名以上配置すること。また、相談対応責任者として、区民からの地域活動（分野は問わない）に関する相談対応及びコーディネートの実施経験を有する者を1名以上配置すること。ただし、相談対応責任者については、常駐である必要はなく、且つ、本業務のみに専従であることを要しないものとし、相談・支援のニーズが発生した場合に適宜対応することとする。

想定件数：契約期間を通じて80件程度を想定。（1名（団体）当たり2回まで。簡易な情報提供は除く。）

相談記録：案件ごとに相談・対応内容を記録し、毎月一回以上、発注者に提供すること。

④相談窓口の開設及び運営にかかる周知

施設内：施設案内表示及び看板、施設HP（施設HPを有している場合）等により周知を図ること。

施設外：(2) 広報に記載

⑤費用負担

相談の対応手段の構築に要する費用や、相談窓口（打合せ場所）となる会議スペース等の利用にかかる費用（会場借上料が発生する場合も含む）は、受託者の負担とする。

(2) 「高津区ソーシャルデザインセンター」等に関する広報

① 広報紙（年2回）

相談窓口の開設・運営の周知及び高津区ソーシャルデザインセンターの取り組みの周知のための広報紙を作成・配布すること。

仕様：各回 A3 両面（A4 二つ折り加工）程度の情報量とし、高津区ソーシャルデザインセンターの認知度を高め、区民に地域活動への気軽な参加を促すようなデザイン・内容とすること。カラー、1000 部。

配布：各公共施設への配架のほか、各種団体の会合で配布するなど、地域活動への関心の有無に関わらず区民への積極的な周知を行うこと。

② SNS を活用した広報（概ね1週間に1回以上の投稿）

Facebook 等の SNS を活用しながら高津区ソーシャルデザインセンターの各種機能に関する取り組み（「まちづくりカフェたかつ」などのイベント紹介や地域活動に関する支援メニューの紹介など）の紹介を行い、高津区ソーシャルデザインセンターの区民への周知をはかるとともに、区内のまちのひろば等に関する情報を発信し、つながりづくりや地域活動への参加の機運を醸成すること。

③ 施設でのチラシ等での情報発信

次に関するチラシやリーフレットについて、相談者等が手に取りやすいよう（1）

①の相談窓口の近辺に配置するものとする。

- ・ 高津区ソーシャルデザインセンターに関する取り組み
- ・ 川崎市が実施・連携する「これからのコミュニティ施策」に関する取り組み
- ・ 区内で活動する地域団体の紹介
- ・ 区内のまちのひろばに関する情報
- ・ その他、区内の地域活動に関する情報

④ 費用負担

広報紙のデザイン・印刷、配布に要する費用や、Facebook 等の通信・モバイル機器等の利用にかかる費用、チラシの配架ラック等を調達する場合の費用については受託者の負担とする。

(3) 情報交換及び情報収集

毎月1回、事業の実施状況の報告を行うとともに、区から地域活動等に関する情報提供を受けること。それを踏まえて月2回程度、(2)における広報紙作成と Facebook 等の投稿のため、区内の地域活動団体やまちのひろば等への取材を行い、効果的な広報を実施するための情報収集を行うこと。なお、取材場所や手法については問わない。取材先へのアポイントについては、必要に応じて区が調整に入るものとする。また、取材に要する費用の一切については受託者の負担とする。

(4) 本業務に係る事業実施報告書の作成

報告書の記載内容は次のとおりとし、電子データでの提出とする。

- ・ 本業務の実施概要（A 4 × 数枚程度）
- ・ 案件ごとに相談・対応内容をまとめたシート

4 他の事業との連携

業務の遂行に当たっては、本市で実施しているコミュニティに関する事業、地域包括ケアシステムの取組、市民参加の取組などと齟齬のないようにすること。

5 その他

(1) 経費の負担

会場借上料、チラシ作成費、物品の調達費など、業務に必要な経費が生じる場合は、受託者の負担とする。

(2) 著作権、所有権

成果物等の著作権、所有権等は川崎市に帰属するものとする。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(3) 不適合責任

業務完了検査の結果、成果物不適合が発見された場合は、受託者は、市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。